

平成 21 年 2 月 12 日
(社)日本監査役協会
財務報告内部統制委員会

第 2 回・財務報告に係る内部統制報告制度に関する インターネット・アンケート調査結果（速報）について

当委員会は、標記調査結果（速報）を分析した結果、取り急ぎ現時点で下記について会員の皆様にコメントすべきとの判断に至りました。会員各社におかれましては、引き続き入念な対応に当たられるようお願いしたい。

記

1. 期末監査のスケジュール及び対応方針を早期に固める必要がある

期末監査のスケジュールリングや対応方針が「未定」の会社が相当数に上る状況にある（問 19～24）。各社におかれては、期末監査のスケジュールリング及び対応方針を早期に固めるとともに、とくに期末監査の初動対応となる経営者評価の早期化に注力されたい。

具体的には、決算発表の日程を早期に固めるとともに、決算発表に係る取締役会決議のときに、その重要性にかんがみ、併せて内部統制報告書のドラフトを付議することが望ましいと考えられる。その上で、監査役は、監査役監査報告の作成時点において経営者側に内部統制の評価状況を確認するとともに、監査人からは内部統制監査の経過報告を書面又は口頭で報告・説明を受けるようにされたい。（注 1、注 2）

注 1) 期末監査のスケジュール例については、別紙参照。

注 2) 内部統制報告制度の下での監査役監査報告の記載の在り方については、現在、4 月上旬の公表を目途に、当協会の監査法規委員会において検討が進められている。

2. 対応計画に遅れを来たさぬよう、円滑な進捗に努める必要がある

内部統制の不備の改善が十分に進んでいるとは言い難い状況にある（問 6；「整備」の不備の改善実行が 63.7%、「運用」の不備の改善実行が 41.6%）。各社におかれては、当初策定した対応計画に遅れを来たすことなく計画が円滑に進捗するよう、とくに内部統制の整備上の不備の改善と運用上の不備の改善が期末日までに終えられるよう、経営者、監査人、監査役が一致協力して取り組まされたい。

なお、当委員会では、金融商品取引法における開示書類が増加し各社の実務負担が増している状況を踏まえ、今後、有価証券報告書の作成実務を含めた各社の決算・監査対応状況に関する調査を行う予定です。

以上